

戸田市避難行動要支援者 避難支援制度 のお知らせ

当制度は、大規模災害発生時における避難対策として、地域の方々に、一人で避難することが困難な高齢者や障がい者（避難行動要支援者）の避難支援をお願いし、災害による犠牲者を少なくするための制度です。

届出をもとに、市が避難支援計画（個別避難計画）を作成し、あなたのお住まいの町会・自治会（自主防災会）や消防、警察など避難支援等関係者に情報提供を行います。

当制度対象者（中面〔避難行動要支援者避難支援制度の対象になる人〕①～⑨に該当する方）の方は、登録をご検討ください。

また、ご家族、親戚、ご近所の方など、避難の支援が必要な方に当制度をご紹介ください。



戸田市

制度の対象になる人や届出方法は中面をご覧ください

※届出書は、お一人一枚となります。複数枚必要な場合（世帯に二人以上登録希望者がいる場合など）は、市ホームページからのダウンロード又は、市役所窓口での受け取りをお願いします。



制度に関するお問い合わせ

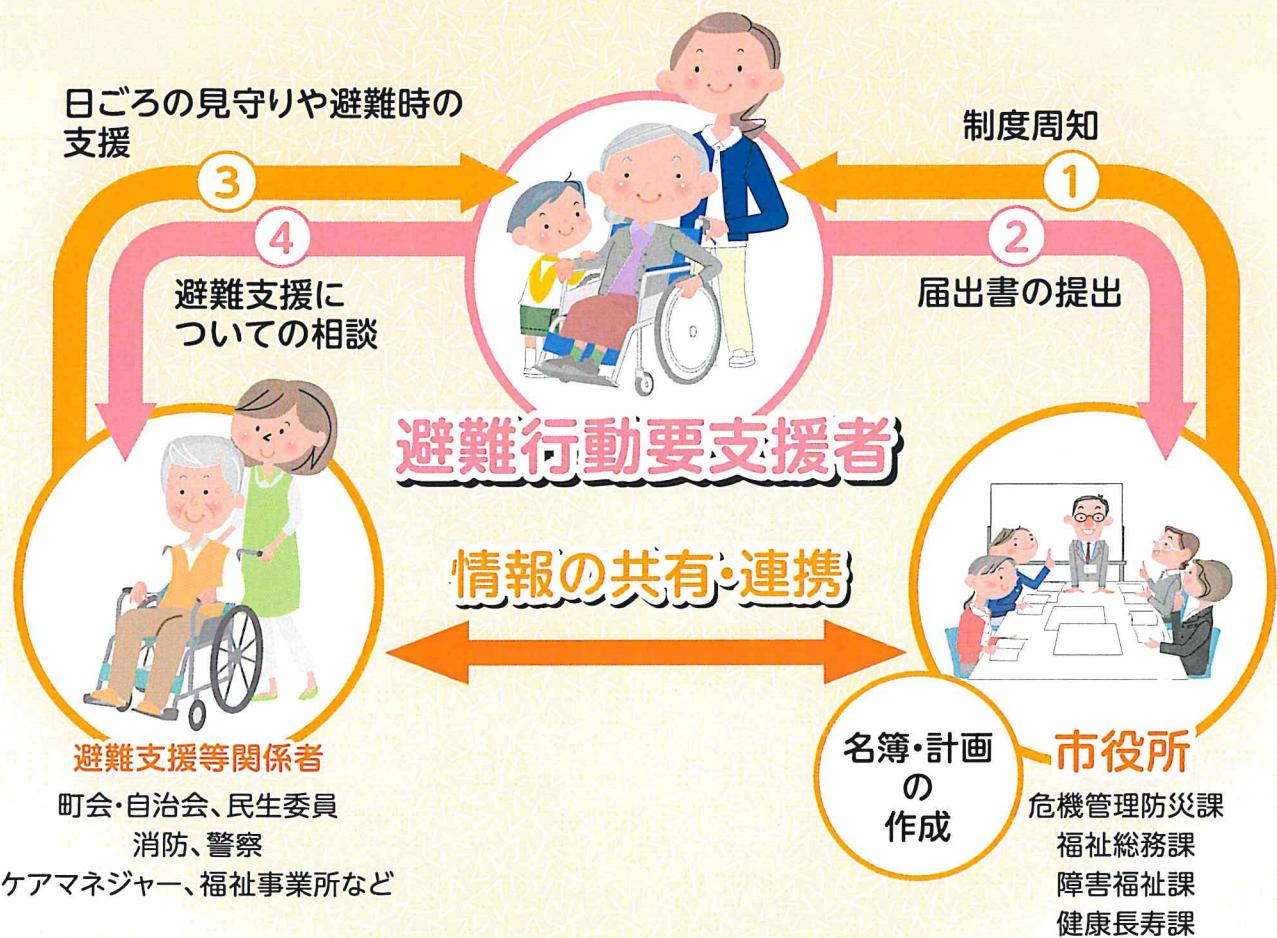
戸田市役所 危機管理防災課 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話番号 048-441-1800(内線453・311) FAX 048-433-2200

メール kikikanri@city.toda.saitama.jp



避難行動要支援者避難支援制度のイメージ



※災害の状況によっては、避難支援が難しくなることもあります。

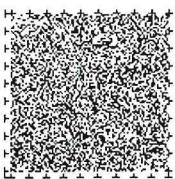
市職員及び避難支援等関係者が必ず避難支援に駆けつけることを保証するものではありません。

災害に備えて日頃から準備をしましょう

災害はいつ発生するかわかりません。

- 近所の人や身近な人とコミュニケーションを図る
- 災害情報の入手方法を確認する
- 自分に必要な薬や生活用品を7日分以上備蓄する
- 自分が必要とする支援内容を支援者などに伝える
- 地域の避難訓練に参加する

など、日頃から準備をしておくことが大切です。



避難行動要支援者避難支援制度の対象になる人

市内に在宅で居住し…

※入院、入所している方は対象となりません

- 1 75歳以上のひとり暮らしの方
- 2 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 3 要介護認定(要介護5・要介護4・要介護3)の方
- 4 高齢者サービス(食事・訪問理美容・移送・緊急時連絡システム)を受けている方
- 5 日中は1人で生活することが多い高齢者の方(日中独居)
- 6 身体障害者手帳総合等級(1級・2級)の方
- 7 療育手帳(A・A・B)の方
- 8 精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)の方
- 9 障害者サービス(食事・緊急時連絡システム)を受けている方

制度の届出・同意を行えば…

大規模災害発生時に、避難支援等関係者があなたの避難支援や安否確認に避難支援計画（個別避難計画）を活用します。

また、平常時は、支援機材（車いすや担架等）の確保など、より具体的な避難支援方法の検討のために活用されます。（個人情報は、当制度の目的以外に使用しないなど、適切に取り扱われます。）

より安全・安心に地域の力とともに
避難を行うことができます

⚠ 注意 ○必ず避難支援ができるとは限りません。

当制度への登録により、災害時における避難支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援等関係者も自分自身や家族などの安全を確保しなければなりませんので、市職員及び避難支援等関係者が必ず避難支援に駆けつけることを保証するものではありません。

届出申請時に必要な書類と届出先

※①～⑨は「避難行動要支援者避難支援制度の対象になる人」の番号を参照してください

①～⑤ に該当する人

- 登録届出書(このリーフレットに添付されています)
- 後期高齢者医療被保険者証など、年齢が確認できるものの写し
(制度の対象者であることがわかる部分のみで可)
- 介護保険被保険者証の写し ※③に該当する方のみ
(制度の対象者であることがわかる部分のみで可)

⑥～⑨ に該当する人

- 登録届出書(このリーフレットに添付されています)
- 各種障害者手帳等の写し
(制度の対象者であることがわかる部分のみで可)

※①～⑨に該当しない方でも制度の対象となる場合がありますので、危機管理防災課までご相談ください。

制度に関するお問い合わせ・郵送先

戸田市役所 危機管理防災課 ☎335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話番号 048-441-1800(内線453・311) FAX 048-433-2200

メール kikikanri@city.toda.saitama.jp

届出先

届出先	受付日	受付時間	受付できない日
危機管理防災課 (市役所3階)	月曜日から金曜日まで	午前9時から 午後5時まで	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29～翌年1/3)
各福祉センター (西部、東部、新曾)	火曜日から日曜日まで	午前9時から 午後5時まで	月曜日、祝日、 年末年始 (12/29～翌年1/3)

※届出書は、必ず両面コピー等の控えを取っておいてください。